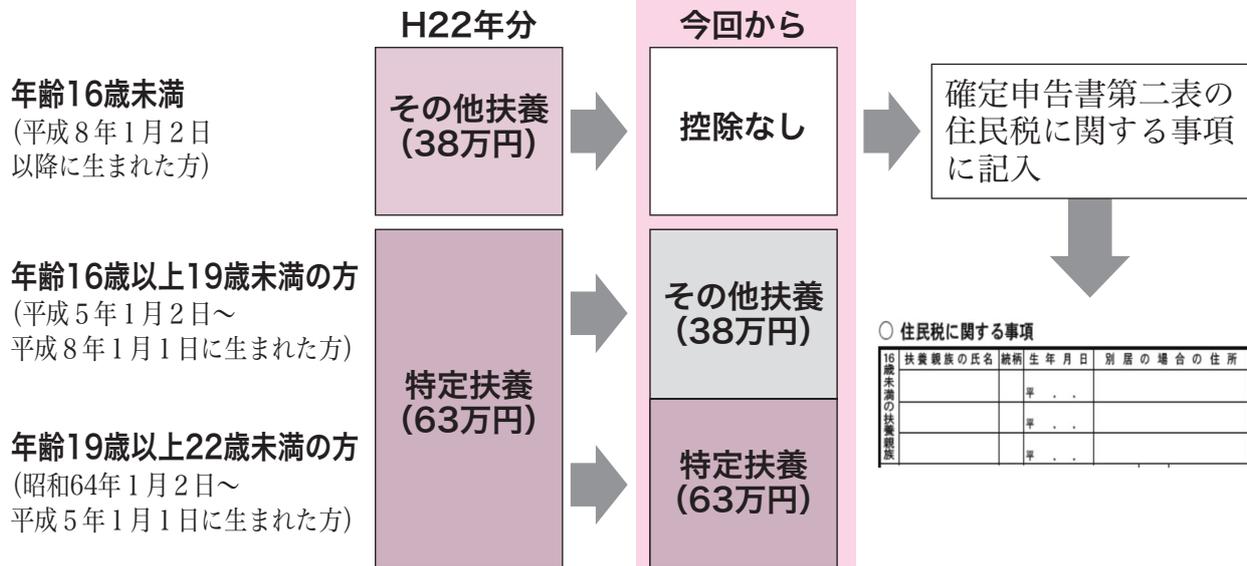


今年の確定申告 ここが変更！ ご注意ください

① 扶養控除(その他扶養と特定扶養)が変更しました



● 年齢16歳未満の方は住民税や各種制度に影響します

16歳未満の扶養親族は控除の対象にはなりません、市・県民税の非課税判定や保育料・介護保険料などの福祉関係制度に影響しますので、必ずご記入ください。なお16歳未満の扶養親族に関する障害者控除や寡婦(寡夫)控除はこれまで同様控除することができます。

③ 公的年金などの確定申告(所得税分)が不要になる場合があります

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。なお、この場合であっても、公的年金等や給与以外の所得があれば市・県民税の申告が必要ですのでご注意ください。

② 同居の特別障害者控除額が変更されました

配偶者控除または扶養控除の該当となる方が同居する特別障害者である場合、これまでは配偶者、または扶養控除に35万円の加算があり、別に特別障害者控除40万円が適用されましたが、今回から扶養控除額には同居特別障害者の加算がなくなり、同居特別障害者控除が75万円に変更となりました。なお、控除の合計額には影響はありません。

④ 震災義援金など 寄附金控除の申告をお忘れなく

東日本大震災に係る寄附金の取扱いについて個人の方が東日本大震災に係る寄附金を支出した場合で、条件を満たす場合は寄附金控除(所得控除)の対象となります。

また、震災関連の寄附金のうち、所管国税局長の確認を受けた認定NPO法人や中央共同募金会への寄附金で条件を満たす場合は、特定震災指定寄附金特別控除(税額控除)を選択することが可能です。詳しくは、国税庁HPまたは税務署へお問い合わせください。



問合せ先 税務課 ☎35-3136

屋外防災行政無線の内容は電話でもご確認いただけます(有料) ☎35-6000

2012.1